

第 41 回 太平洋広域漁業調整委員会 議 事 次 第

日 時：令和 6 年 11 月 18 日（月） 15：00～

場 所：A P 市ヶ谷 7 階 ルーム B

（東京都千代田区五番町 1－10 市ヶ谷大郷ビル）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- （1）太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について
- （2）くろまぐろ遊漁専門部会の設置について
- （3）遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の変更について
- （4）広域資源の管理について
 - ① 部会における取組
 - ② マサバ太平洋系群
- （5）その他
 - ① T A C 資源拡大に向けた検討状況について
 - ② 令和 7 年度資源管理関係予算について
 - ③ その他

4 閉 会

太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：28人（大臣選任10人、都道府県互選18人）

任 期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年 6月1日～2026年5月31日

都道府県互選委員（第6期）：2021年10月1日～2025年9月30日

区 分		氏 名	現職
都道府県互選	北海道	カワサキ 川崎 カズヨシ 一好	釧路十勝海区漁業調整委員会会長
	青森県	タケバヤシ 竹林 マサシ 雅史	青森県東部海区漁業調整委員会委員
	岩手県	ミナト 湊 ケン 謙	岩手海区漁業調整委員会会長
	宮城県	セキ 關 テツオ 哲夫	宮城海区漁業調整委員会会長
	福島県	スズキ 鈴木 テツジ 哲二	福島海区漁業調整委員会会長代理
	茨城県	タカハマ 高濱 ヨシアキ 芳明■	茨城海区漁業調整委員会会長
	千葉県	イシイ 石井 ハルヒト 春人	千葉海区漁業調整委員会会長
	東京都	アリモト 有元 タカフミ 貴文	東京海区漁業調整委員会会長
	神奈川県	ミヤガワ 宮川 ヒトシ 均	神奈川海区漁業調整委員会副会長
	静岡県	タカダ 高田 ミツロウ 充朗	静岡海区漁業調整委員会委員
	愛知県	スズキ 鈴木 テルアキ 輝明	愛知海区漁業調整委員会委員
	三重県	アサイ 浅井 トシカズ 利一	三重海区漁業調整委員会委員
	和歌山県	カタタニ 片谷 タダシ 匡	和歌山海区漁業調整委員会委員
	徳島県	トヨサキ 豊崎 ヨシテル 辰輝	徳島海区漁業調整委員会委員
	高知県	キノシタ 木下 キヨシ 清	高知海区漁業調整委員会会長
	愛媛県	ササキ 佐々木 マモル 護	愛媛海区漁業調整委員会会長
	大分県	ハマダ 濱田 タカシ 貴史	大分海区漁業調整委員会委員
	宮崎県	ヤマダ 山田 タクロウ 卓郎	宮崎海区漁業調整委員会委員
大臣選任	漁業者代表	ノザキ 野崎 タイ 太	株式会社酢屋商店 代表取締役
		スズキ 鈴木 ヒロアキ 宏彰	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		ナガシマ 長島 タカヨシ 孝好	大師丸漁業株式会社 代表取締役
		コサカダ 小坂田 ヒロツグ 浩嗣	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		コダマ 小玉 ユウキ 祐樹	有限会社小玉漁業 代表取締役
		ナカタ 中田 カツヒデ 勝淑	高知かつお漁業協同組合 代表理事組合長
		イノウエ 井上 ユキノリ 幸宣	全国かじき等流し網漁業協議会 副会長
	学識経験	セキ 関 いずみ	学校法人東海大学 人文学部 教授
		キタカド 北門 トシヒデ 利英▲	国立大学法人東京海洋大学 教授
		ハナオカ 花岡 ワカオ 和佳男	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は部会長、■は部会長職務代理者

太平洋クロマグロに関する委員会指示について

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで大宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

① 平成 24 年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入(届出隻数 1.3 万隻)、

② 平成 25 年以降は、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数 1.7 万隻)(令和5年4月現在)

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新(今回で6回目の更新)している。現行の承認期間は令和7年3月 31 日までのため、各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出し、承認制の更新手続きを進める必要がある。

なお、新しい委員会指示の発出に伴い、「沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領」の改正も併せて行う。

2. 新しい委員会指示の概要

旧被承認者からの地位承継が困難な場合における、新規承認条件を規定することにより、希望者へのクロマグロの採捕を可能にする。

(1)承認条件について

従来の条件に変更なし

(2)規定の追加

現被承認者から地位を承継することができない場合は、くろまぐろの漁獲を行わせる機会の付与が可能な場合に限り、国際的に定められた管理措置の範囲において、承認することができる。

(3)承認期間について

令和7年4月1日から令和9年3月 31 日までとする。

※なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きの観点から、承認期間の前に3ヶ月の期間を加えて設定する。

3. 本日の資料

- (1) 資料1－1 太平洋クロマグロに関する委員会指示について
- (2) 資料1－2 太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示(新旧対照表)(案)について
- (3) 資料1－3 太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示(案)について
- (4) 資料1－4 太平洋広域漁業調整委員会指示第48号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(新旧対照表)(案)について
- (5) 資料1－5 太平洋広域漁業調整委員会指示第48号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)について
- (6) 資料1－6 太平洋広域漁業調整委員会指示第48号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(新旧対照表)(案)について
- (7) 資料1－7 太平洋広域漁業調整委員会指示第48号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)について

改正後	改正前
太平洋広域漁業調整委員会指示<u>第四十八号</u> 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一條第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。 <u>令和六年十一月十八日</u> 太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英 太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示 1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋 (2)「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業 イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業 ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業 ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業 ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業 ホ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業 (イ) 小型定置漁業 (ロ) 小型定置網漁業	太平洋広域漁業調整委員会指示<u>第四十三号</u> 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一條第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。 <u>令和四年十一月二十八日</u> 太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英 太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示 1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋 (2)「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業 イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業 ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業 ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業 ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業 ホ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業 (イ) 小型定置漁業 (ロ) 小型定置網漁業

(ハ) 底建網漁業 (ニ) 別表 1 の上欄に掲げる都における下欄に掲げる漁業 へ 法第二百二十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表 2 の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業 2 操業の禁止 令和<u>七</u>年四月一日から令和<u>九</u>年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3 又は 4 の規定による太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。 3 操業の承認 (1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和<u>六</u>年十二月三十一日）において、太平洋広域漁業調整委員会指示第<u>四十三号</u>の 3 の（1）又は 4 の（4）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和<u>七</u>年四月一日から令和<u>九</u>年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和<u>七</u>年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。 イ 令和<u>五</u>年一月一日から令和<u>六</u>年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。 ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要があり、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。 ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。 ハ 法第二百二十一条第四項で準用する同法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。	(ハ) 底建網漁業 (ニ) 別表 1 の上欄に掲げる都における下欄に掲げる漁業 へ 法第二百二十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表 2 の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業 2 操業の禁止 令和<u>五</u>年四月一日から令和<u>七</u>年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3 又は 4 の規定による太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。 3 操業の承認 (1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和<u>四</u>年十二月三十一日）において、太平洋広域漁業調整委員会指示第<u>三十七号</u>の 3 の（1）又は 4 の（4）<u>若しくは（5）</u>の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和<u>五</u>年四月一日から令和<u>七</u>年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和<u>五</u>年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。 イ 令和<u>三</u>年一月一日から令和<u>四</u>年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。 ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要があり、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。 ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。 ハ 法第二百二十一条第四項で準用する同法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。
---	---

ニ 申請者が、次の①から③までに掲げる者に該当しないこと。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 令和七年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合、旧被承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3) 太平洋において沿岸くろまぐろ漁業を新たに営もうとする者（以下（3）において「当該者」という。）であって、かつ、旧被承認者から地位を承継することのできない者は、(1)の規定にかかわらず、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。この場合において、委員会は、当該者が（1）のハ及びニの条件並びに次に掲げるイ及びロの条件を満たすと認めるときは、承認するものとする。

イ 当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げる①及び②を満たす旨の意見書の提出があること。

① 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること

② 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障をきたさず、かつ、当該者に対し、くろまぐろの漁獲を一キログラム以上行わせる機会の付与が可能であること

ロ イの意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること。

(4) (1) 又は（3）の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）及び別記様式第五号による誓約書を添え、更

ニ 申請者が、次の①から③までに掲げる者に該当しないこと。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 令和五年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧被承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(新設)

(3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に（2）の規

に（２）の規定による申請の場合にあつては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

- (1) 委員会は、3の(1)又は(3)、4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。
- (2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (3) (2)の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の(1)ハ及びニの条件を満たし、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。
- (5) (4)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

定による申請の場合にあつては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

- (1) 委員会は、3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。
- (2) 現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。
- (3) (2)の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。
- (4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の(1)ハ及びニの条件を満たし、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。
- (5) (4)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。 5 承認証の再交付の申請 (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。 (2) 3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。 6 承認の取消し等 (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。 (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。 イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合 ロ 法第二百二十一条第四項において準用する法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合 7 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和<u>七</u>年一月一日から令和<u>九</u>年三月三十一日までとする。 8 その他 この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。	(6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。 5 承認証の再交付の申請 (1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。 (2) 3の(3)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。 6 承認の取消し等 (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。 (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。 イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合 ロ 法第二百二十一条第四項において準用する法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合 7 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和<u>五</u>年一月一日から令和<u>七</u>年三月三十一日までとする。 8 その他 この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。
---	---

別表 1

都道県名	漁業名
東京都	かつお・まぐろ釣り漁業
東京都	まぐろはえ縄漁業

別表 2

都道県名	漁業名
北海道	まぐろはえなわ漁業
宮崎県	浮魚礁利用漁業

別表 1

都道県名	漁業名
東京都	かつお・まぐろ釣り漁業
東京都	まぐろはえ縄漁業

別表 2

都道県名	漁業名
北海道	まぐろはえなわ漁業
宮崎県	浮魚礁利用漁業

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

沿岸くろまぐろ漁業について、太平洋広域漁業調整委員会指示第**四十八**号に基づき、下表に記入のとおり承認を申請します。

都道府県			所属漁協・支所	
		現行・新規（どちらかに○）		変更（該当項目のみ記入）
承認番号				
		(新規の場合は空欄)		
氏 名				
申請者住所				
使用する船舶	船 名			
	漁船登録番号			
	船舶総トン数			
漁業の方法				
操業海域				
操業予定時期				
水揚げ市場 (又は漁協)				
備 考				

上記の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

〇〇 年 月 日 確認者（職・氏名）：

※1 申請者全員の申請内容を明らかにする書類を添付することにより、複数の申請者が連名で申請することを可とする。

※2 操業海域、水揚げ市場（又は漁協）について複数ある場合は全て記載すること。

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十八号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

令和六年十一月十八日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

示 太平洋広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋

（２）「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ 法第六十条第三項に規定する定置漁業

ロ 法第六十条第五項に規定する共同漁業

ハ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二条各号、第七十条各号又は第七十七条第一項第二号若しくは第三号に掲げる漁業

ホ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業

（イ） 小型定置漁業

（ロ） 小型定置網漁業

（ハ） 底建網漁業

（ニ） 別表１の上欄に掲げる都における下欄に掲げる漁業

ヘ 法第二百一十条第一項に規定する海区漁業調整委員会の指示による漁業であつて、別表２の上欄に掲げる道県における下欄に掲げる漁業

2 操業の禁止

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、３又は４の規定による太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、

この限りでない。

3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（令和六年十二月三十一日）において、太平洋広域漁業調整委員会指示第四十三号の3の（1）又は4の（4）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧被承認者」という。）で、次に掲げるイからニまでの条件を満たす者は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 令和五年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。

ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要がある、かつ当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、この限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見書があること。

ハ 法第二百一十一条第四項で準用する同法第二百二十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令が出された日又は承認を取り消された日から一年を経過していない者ではないこと。

ニ 申請者が、次の①から③までのいずれにも該当しないこと。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

② 法人であつて、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(2) 令和七年二月十日までに旧被承認者から当該承認に係る地位を承継して、太平洋において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書がある場合、旧被承認者に代わつて、（1）の規定による承認を受けることができる。この場合、（1）のイ及びロの条件は適用しない。

(3) 太平洋において沿岸くろまぐろ漁業を新たに営もうとする者（以下（3）

において「当該者」という。）であつて、かつ、旧被承認者から地位を承継することのできない者は、（１）の規定にかかわらず、使用する船舶ごとに、令和七年二月十日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。この場合において、委員会は、当該者が（１）のハ及びニの条件並びに次に掲げるイ及びロの条件を満たすと認めるときは、承認するものとする。

イ 当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げる①及び②を満たす旨の意見書の提出があること。

① 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること

② 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障をきたさず、かつ、当該者に対し、くろまぐろの漁獲を一キログラム以上行わせる機会の付与が可能であること

ロ イの意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること。

（４）（１）又は（３）の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）及び別記様式第五号による誓約書を添え、更に（２）の規定による申請の場合にあつては、旧被承認者が現に所持している承認証及び別記様式第三号による廃業届を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

4 承認証の交付と変更等

（１）委員会は、３の（１）又は（３）、４の（２）若しくは（４）の承認をしたときは、その被承認者（以下「現被承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。

（２）現被承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

（３）（２）の規定による変更の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現に所持している承認証を添え、更に船名又は船舶総トン数の変更に係る申請の場合にあつては原簿謄本を添えて、委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現被承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、3の(1)ハ及び二の条件を満たし、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) (4)の規定による承認の申請は、別記様式第一号による承認申請書に、現被承認者が現に所持している承認証、別記様式第三号による廃業届、別記様式第五号による誓約書及び原簿謄本を添えて委員会事務局に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の承認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6) 現被承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第三号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会事務局に届け出なければならない。

5 承認証の再交付の申請

(1) 承認を受けた者は、承認証を亡失し、又は毀損したときは、別記様式第四号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。

(2) 3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)に規定する現に所持している承認証について、亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合は、別記様式第四号による承認証再交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

6 承認の取消し等

(1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。

(2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。

イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載されていることが明らかになった場合

ロ 法第二百一十一条第四項において準用する法第二百一十条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。

8 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

都道県名	漁業名
東京都	かつお・まぐろ釣り漁業
東京都	まぐろはえ縄漁業

別表 1

都道県名	漁業名
北海道	まぐろはえなわ漁業
宮崎県	浮魚礁利用漁業

別表 2

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

沿岸くろまぐろ漁業について、太平洋広域漁業調整委員会指示第四十八号に基づき、下表に記入のとおり承認を申請します。

都道府県			所属漁協・支所	
		現行・新規（どちらかに○）		変更（該当項目のみ記入）
承認番号		(新規の場合は空欄)		
氏 名				
申請者住所				
使用する船舶	船 名			
	漁船登録番号			
	船舶総トン数			
漁業の方法				
操業海域				
操業予定時期				
水揚げ市場 (又は漁協)				
備 考				

上記の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

〇〇 年 月 日 確認者（職・氏名）：

※1 申請者全員の申請内容を明らかにする書類を添付することにより、複数の申請者が連名で申請することを可とする。

※2 操業海域、水揚げ市場（又は漁協）について複数ある場合は全て記載すること。

別記様式第二号

沿岸くろまぐろ漁業承認証	
承認番号	
住 所	
氏 名	
船 名	
漁船登録 番 号	
承認期間	〇〇 年 月 日から 〇〇 年 月 日まで
年 月 日	
太平洋広域漁業調整委員会会長	

備考：用紙は、日本産業規格 A 6 とする。

廃業届

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

承認証再交付申請書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名：

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

適格性に関する誓約書

〇〇 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名：

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(新旧対照表)(案)

新	旧												
太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針 令和6年 11 月 18 日 太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。 1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応 (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。 ＊必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。 (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。 2. 対応・処分基準 (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。 <table><tr><th>違反内容</th><th>委員会としての対応・処分</th></tr><tr><td>① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合</td><td>・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)</td></tr><tr><td>② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合</td><td>・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。</td></tr></table> 注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。 (2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。	違反内容	委員会としての対応・処分	① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)	② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。	太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針 令和4年 11 月 28 日 太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。 1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応 (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。 ＊必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。 (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。 2. 対応・処分基準 (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。 <table><tr><th>違反内容</th><th>委員会としての対応・処分</th></tr><tr><td>① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合</td><td>・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)</td></tr><tr><td>② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合</td><td>・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。</td></tr></table> 注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。 (2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。	違反内容	委員会としての対応・処分	① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)	② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。
違反内容	委員会としての対応・処分												
① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)												
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。												
違反内容	委員会としての対応・処分												
① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)												
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。												

3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば 15 日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば 15 日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号の6の(1)に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)

令和6年 11 月 18 日

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号(以下「委員会指示」という。)の6の(1)に基づき、委員会指示に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。

＊必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施

- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応・処分基準

- (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
① 承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)
② 漁業法第 121 条第4項で準用する同法第 120 条第 11 項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の6の(2)の規定に基づき、承認を取り消す。

注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理者)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

- (2) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理者)が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。

3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)。
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理者)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(新旧対照表)(案)

新	旧
太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領 令和6年 11 月 18 日策定 太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。 1. 事務処理の専決及び結果報告 委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。 2. 操業の承認について 委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。 (1) 承認条件について ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。 ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。 ③ 委員会指示の3の(1)のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合 等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。 なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和7年2月 10 日のため、委員会指示の3の(1)のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和6管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和6管理年度中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。	太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領 令和4年 11 月 28 日策定 太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 43 号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。 1. 事務処理の専決及び結果報告 委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。 2. 操業の承認について 委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。 (1) 承認条件について ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。 ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。 ③ 委員会指示の3の(1)のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合 等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。 なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和5年2月 10 日のため、委員会指示の3の(1)のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和4管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和4管理年度中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

ア 委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

イ 委員会指示の3の(3)の承認は、以下により取り扱うものとする。

- ① 委員会指示の3の(3)の口の「国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること」とは、委員会指示の3の(3)の規定による我が国全体の承認数の合計が 5000 を超えていないことをいう。
- ② 各都道府県は意見書の提出に先立ち、令和7年1月 24 日までに当該申請見込数を報告するものとする。これを集計した結果、5000 を超える場合は、当該申請見込数の合計に占める各都道府県の申請見込数の比率に応じて承認可能数の調整を行い、各都道府県の申請上限を定める。その上で、当該申請上限の範囲内で申請書の提出を行うよう指示を行う。その際の提出期限は指示の受領日を除く 14 日以内とする。
- ③ ②の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ④ ③の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道府県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

都道府県	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所 (〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1 丁目 3-15)
青森県	
岩手県	
宮城県	
福島県	
茨城県	

(2) 承継承認等について

委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

(新設)

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(3)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道府県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

都道府県	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所 (〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1 丁目 3-15)
青森県	
岩手県	
宮城県	
福島県	
茨城県	

千葉県	水産庁 (〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1)	
東京都		
神奈川県		
静岡県		
愛知県		
三重県		
高知県		
和歌山県		
徳島県		
愛媛県		
大分県		
宮崎県		

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

(1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。

(2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、

① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合

② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。

千葉県	水産庁 (〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1)	
東京都		
神奈川県		
静岡県		
愛知県		
三重県		
高知県		
和歌山県		
徳島県		
愛媛県		
大分県		
宮崎県		

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

(1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。

(2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、

① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合

② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。

5. その他		
(1)	委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。	
(2)	委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数 20 トン未満の動力漁船により我が国 200 海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。	
(3)	沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。	
①	申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。	
②	漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修	

5. その他		
(1)	委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。	
(2)	委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数 20 トン未満の動力漁船により我が国 200 海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。	
(3)	沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。	
①	申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。	
②	漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修	

- 正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。
- (5) 操業海域は、別図の区分(J1～J4、J10)を記入するものとする。
- (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表　くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

		様式 ^{※1}				旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第三号	第四号	第五号			
変更申請	承認証の記載事項 ^{※2} に変更がない場合	○	—	△	—	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正(承認証は交付しない)。
	変更がある場合	○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	○	○	△	○	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規(者も船も変わる) ^{※3}	○	○	△	○	○	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請		—	—	○	—	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	○	△	—	○	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号

※3 委員会指示の3の(3)の規定による申請の場合は、様式第三号及び旧承認証の提出は要さない。

- 承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- 承認証の承認期間にかかる記載は令和7年4月1日～令和9年3月31日とする(変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない。)。ただし、廃業見合新規(委員会指示の3の(3)の規定による申請を除く。)の承認については、始期を施行日とする。
- 再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項(再交付、書換交付、日付など)の記載は要しない。
- 旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。

- 正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。
- (5) 操業海域は、別図の区分(J1～J4、J10)を記入するものとする。
- (6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表　くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

		様式 ^{※1}				旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第三号	第四号	第五号			
変更申請	承認証の記載事項 ^{※2} に変更がない場合	○	—	△	—	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正(承認証は交付しない)。
	変更がある場合	○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	○	○	△	○	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規(者も船も変わる) ^{※3}	○	○	△	○	○	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請		—	—	○	—	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	○	△	—	○	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

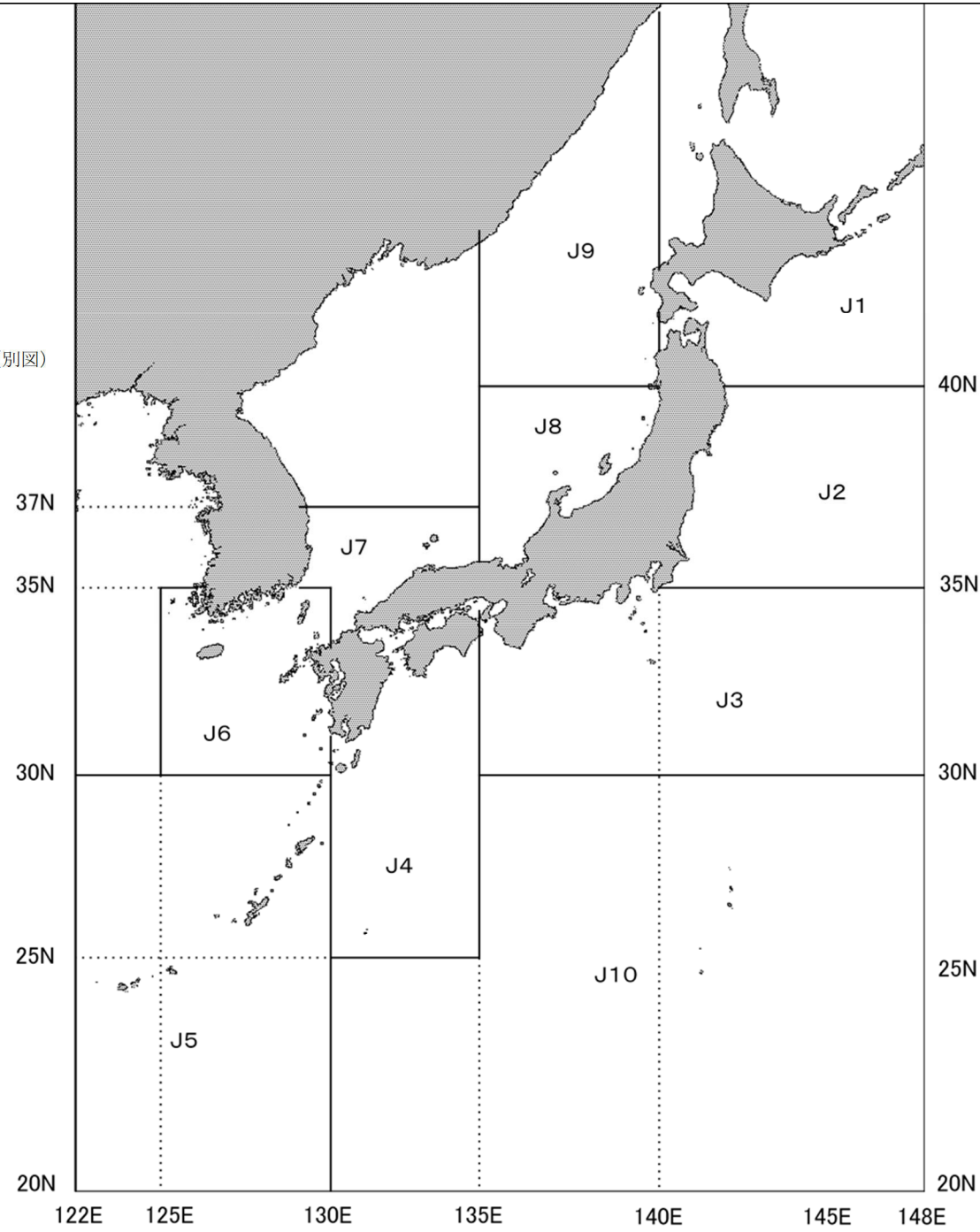
※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号

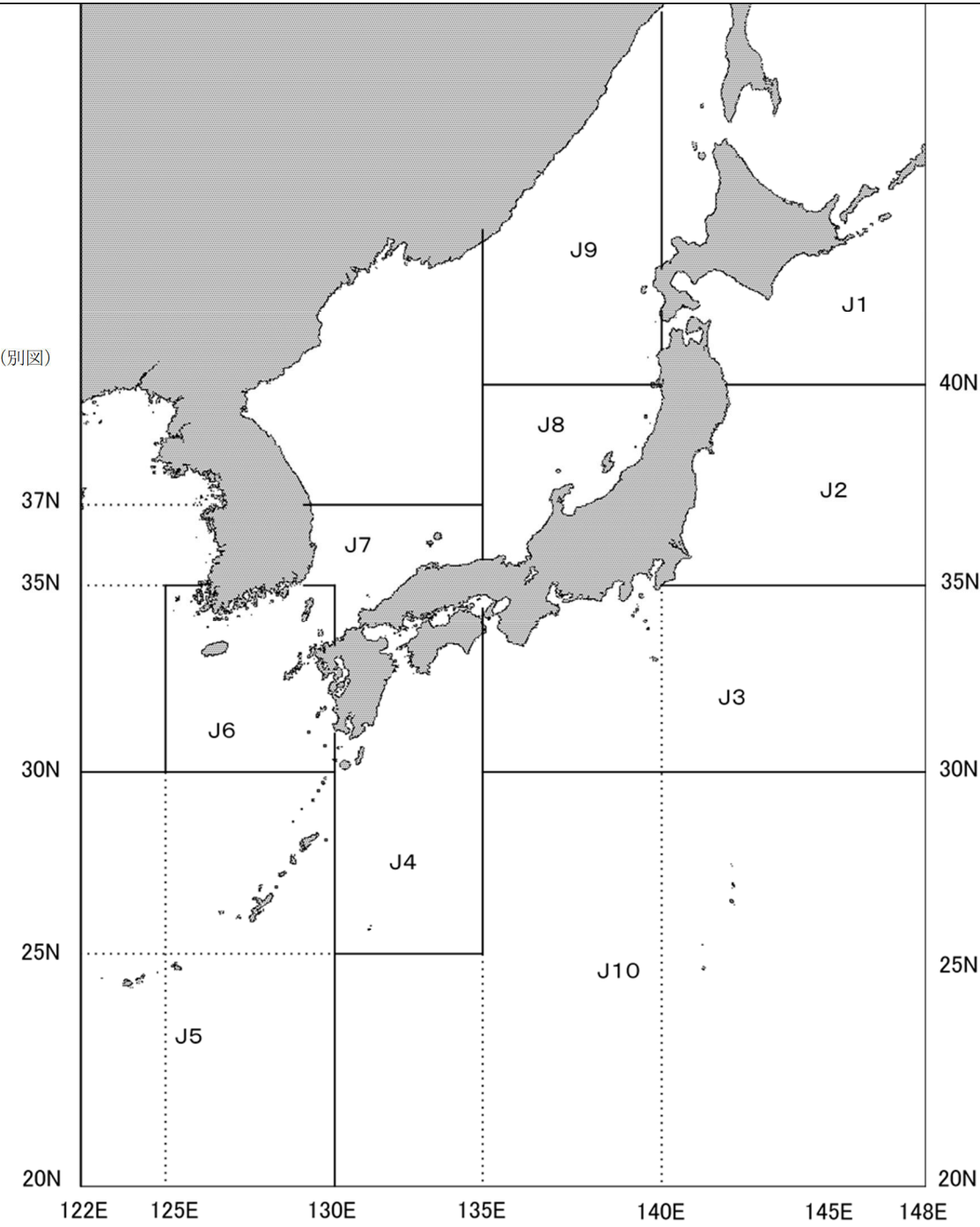
(新設)

- 承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- 承認証の承認期間にかかる記載は令和5年4月1日～令和7年3月31日とする(変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない。)。ただし、廃業見合新規の承認については、始期を施行日とする。
- 再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項(再交付、書換交付、日付など)の記載は要しない。
- 旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。

(別図)



(別図)



沿岸くろまぐろ漁業申請見込数報告書（新規）

令和 7 年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

都道府県担当者

沿岸くろまぐろ漁業について、太平洋広域漁業調整委員会指示第四十八号の八に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領 2 の（2）のイの②に基づき、新規操業を希望する者の申請見込数が下記のとおり〇〇件であったことを報告します。

申請見込者氏名	所属漁協・支所	船名	申請見込者住所

上記内容に虚偽又は不正の記載があった場合、申請見込数として認められない場合があることを確認しました。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認の事務取扱要領(案)

令和6年 11 月 18 日策定

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第 48 号(以下「委員会指示」という。)の8に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 事務処理の専決及び結果報告

委員会指示の3及び4に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2. 操業の承認について

委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

(1) 承認条件について

- ① 委員会指示の3の(1)のイの「くろまぐろの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書とし、書類の写しを添付するものとする。
- ② 委員会指示の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の3の(2)の意見書についても同様とする。
- ③ 委員会指示の3の(1)のロのくろまぐろの漁獲に係る都道府県知事が行う採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない旨の意見書については、
 - 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が採捕停止命令に従わないことを明らかにしている場合
 - 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、採捕停止命令に係る指導に従わない、協力が得られない等の指摘があった場合等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って差し支えないものとする。

なお、委員会指示の3の(1)の承認申請期限は令和7年2月 10 日のため、委員会指示の3の(1)のロの「採捕停止命令に明らかに従わない漁業者でない」旨の意見書は、令和6管理年度の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況について意見を述べたものとなるので、意見書の提出日以後、令和6管理年度に1)や2)に該当した場合は、委員会指示6の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

ア 委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県内での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現被承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現被承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現被承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、日本海・九州西広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも差し支えない。

イ 委員会指示の3の(3)の承認は、以下により取り扱うものとする。

- ① 委員会指示の3の(3)のロの「国際的に定められた管理措置の範囲との関係で承認しても支障がないと判断されること」とは、委員会指示の3の(3)の規定による我が国全体の承認数の合計が 5000 を超えていないことをいう。
- ② 各都道府県は意見書の提出に先立ち、令和7年1月 24 日までに当該申請見込数を報告するものとする。これを集計した結果、5000 を超える場合は、当該申請見込数の合計に占める各都道府県の申請見込数の比率に応じて承認可能数の調整を行い、各都道府県の申請上限を定める。その上で、当該申請上限の範囲内で申請書の提出を行うよう指示を行う。その際の提出期限は指示の受領日を除く14 日以内とする。
- ③ ②の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ④ ③の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4)並びに4の(3)、(5)及び(6)の申請書等の提出先は、申請者等の住所の所在地の都道府県の区分に応じ、下記表の委員会事務局とする。また、下記表の左欄に掲げる都道府県以外の府県に住所を有する申請者等は、主たる操業海域の属する都道府県の区分に応じ、同表の右欄に掲げる委員会事務局に提出するものとする。

都道県	委員会事務局及び所在地
北海道	仙台漁業調整事務所 (〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1 丁目 3-15)
青森県	
岩手県	
宮城県	
福島県	
茨城県	
千葉県	水産庁 (〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1)
東京都	
神奈川県	
静岡県	
愛知県	
三重県	
高知県	
和歌山県	
徳島県	
愛媛県	
大分県	
宮崎県	

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、使用船舶の変更(漁船登録番号が変わる代船)及び住所変更とする。
- (2) (1)に記載の変更のうち、使用船舶の変更に係るものは、
 - ① 現被承認者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
 - ② 現被承認者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。

5. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等(委員会指示の3の(1)に基づく申請を除く。)で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなる。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38 年農林省令第5号)第2条第1項の漁業のうち、かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数 20 トン未満の動力漁船により我が国 200 海里内でくろま

ぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に従うことを条件に、委員会指示ではかつお・まぐろ漁業として扱うものとする。

(3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。

① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。

② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。

(4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。

(5) 操業海域は、別図の区分(J1～J4、J10)を記入するものとする。

(6) 漁業の方法は曳き縄・はえ縄・釣り・その他から該当するものを記入し、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入するものとする。

別表 くろまぐろ漁業承認申請等に必要書類の一覧表

		様式 ^{※1}				旧承認証	承認番号 の対応	摘要
		第一号	第三号	第四号	第五号			
変更申請	承認証の記載事項 ^{※2} に変更がない場合	○	—	△	—	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正(承認証は交付しない)。
	変更がある場合	○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		○	—	△	—	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	○	○	△	○	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規(者も船も変わる) ^{※3}	○	○	△	○	○	新番号を付与	承認証を交付する。
再交付申請		—	—	○	—	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	○	△	—	○	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

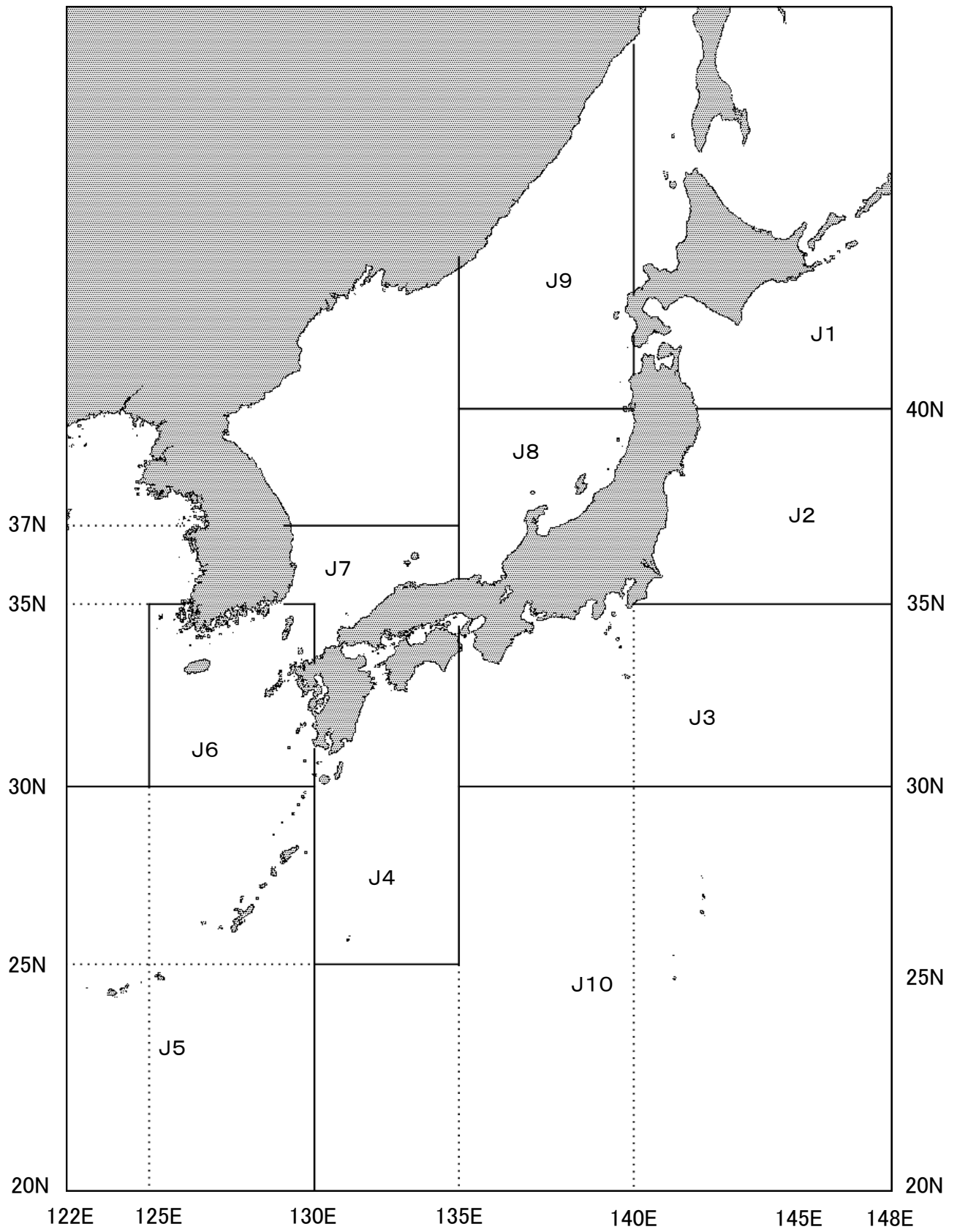
※1 第一号:申請書、第三号:廃業届、第四号:再交付申請書、第五号:誓約書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名、漁船登録番号

※3 委員会指示の3の(3)の規定による申請の場合は、様式第三号及び旧承認証の提出は要さない。

- ・承認証下欄の左肩の日付は、申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・承認証の承認期間にかかる記載は令和7年4月1日～令和9年3月31日とする(変更申請等の場合であっても、始期を変更に係る決裁の施行日としない。)。ただし、廃業見合新規(委員会指示の3の(3)の規定による申請を除く。)の承認については、始期を施行日とする。
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項(再交付、書換交付、日付など)の記載は要しない。
- ・旧承認証を亡失又は毀損により委員会事務局に提出することが困難な場合には、様式第四号(再交付申請書)を添付する。

(別図)



(参考)

○漁業法第 156 条で準用する第 137 条（抄）

- 4 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

○太平洋広域漁業調整委員会事務規程（抄）

（専門部会の設置）

第 15 条 委員会は、その議決により、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。
- 3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については全員の一致により決するものとする。
- 5 専門部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
- 6 委員会は、専門部会の議決を尊重するものとする。

広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会の設置等について

1. 設置の趣旨等について

- (1) 「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に基づき、クロマグロ遊漁の管理の高度化を推進していくにあたり、クロマグロ遊漁の管理手法に関し調査審議するため、各広域漁業調整委員会（太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海）にくろまぐろ遊漁専門部会を置くこととする（別添参照）。
- (2) 専門部会の委員は、委員会の委員及び農林水産大臣が選任する専門委員の中から、会長が指名する。
- (3) 各広域漁業調整委員会に設置されるくろまぐろ遊漁専門部会の会議は、各海域における共通の議題を取り扱うため合同で開催することができる。合同会議の議事は出席委員全員の一致により決するものとし、その結果は委員会に報告される。委員会は、合同会議の議決を尊重するものとする。

2. 専門部会における審議事項について

- (1) クロマグロ遊漁委員会指示案の検討
 - ・ 時期別採捕数量
 - ・ 報告内容の正確性の確保 等
- (2) 今後のクロマグロ遊漁管理の検討
 - ・ 届出制の導入
 - ・ キャッチアンドリリースの是非 等

3. スケジュールについて

令和 6 年 1 1 月：広域漁業調整委員会の開催（専門部会設置の議決）

太平洋広調委（1 1 月 1 8 日（月））

日本海・九州西広調委（1 1 月 2 6 日（火））

瀬戸内海広調委（1 1 月 2 9 日（金））

1 2 月中旬：くろまぐろ遊漁専門部会及びくろまぐろ遊漁専門部会合同会議の開催（課題の整理等）

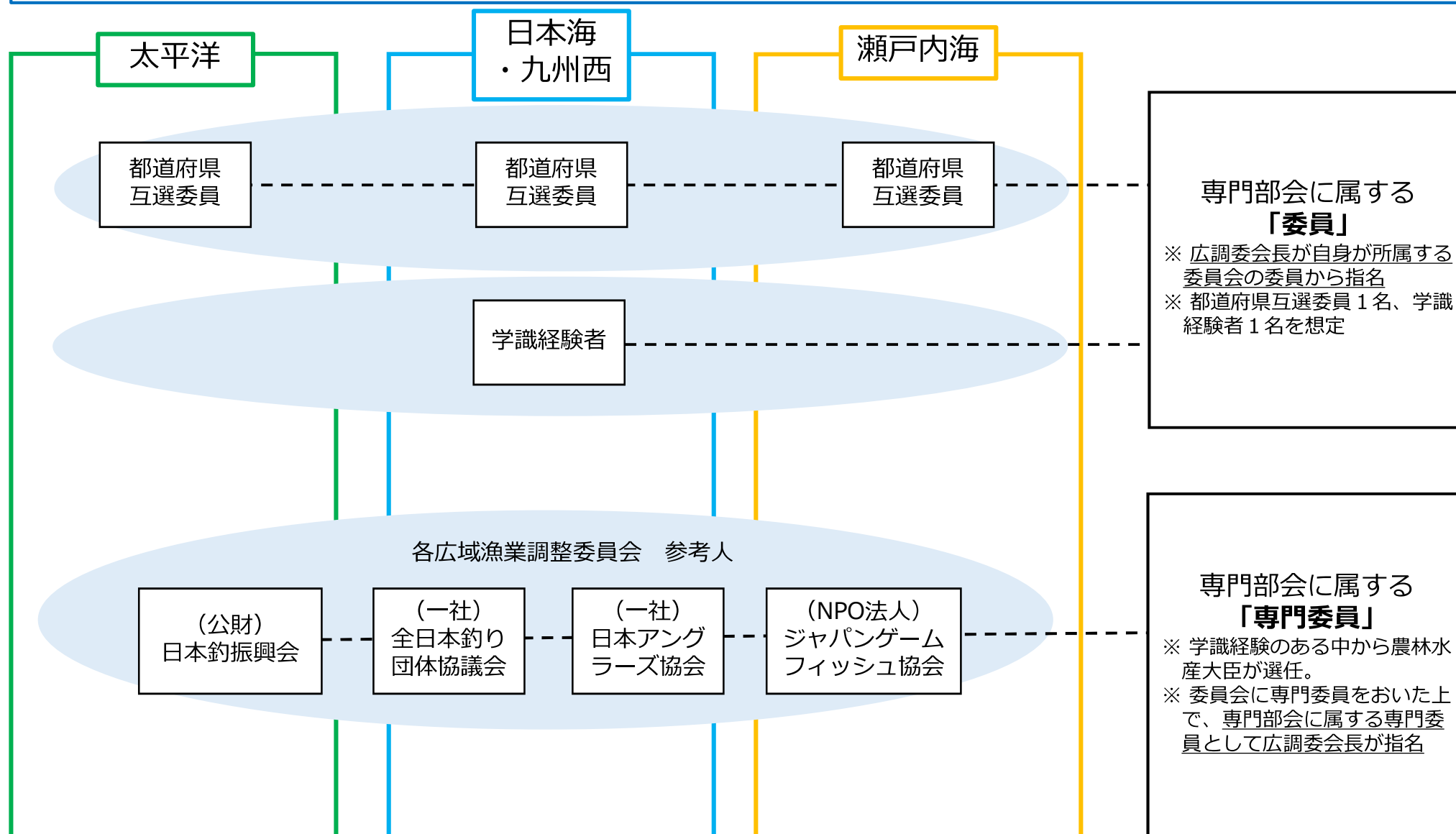
令和 7 年 1 ～ 2 月：くろまぐろ遊漁専門部会合同会議の開催（2 回程度開催）

2 ～ 3 月：広域漁業調整委員会の開催（次期委員会指示等の議決）

広域漁業調整委員会におけるくろまぐろ遊漁専門部会の構成イメージ

別添

- 各広調委に設置する専門部会の開催は**合同**で行うことができる。
- 各専門部会に所属する委員は**それぞれ5名**（日本海・九州西のみ6名）を想定。**合同会議における出席者は計8名を想定。**



広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会合同会議 委員及び専門委員（案）

○委員

氏名	現職	所属
高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会委員	太平洋広域漁業調整委員会
田中 栄次	東京海洋大学名誉教授	日本海・九州西広域漁業調整委員会
中島 均	山口県日本海海区漁業調整委員会副会長	日本海・九州西広域漁業調整委員会
岡 修	大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長	瀬戸内海広域漁業調整委員会

○専門委員

氏名	所属
柏瀬 巖	公益財団法人 日本釣振興会
菅原 美德	一般社団法人 全日本釣り団体協議会
桜井 駿	一般社団法人 日本アングラーズ協会
森 聡之	NPO法人 ジャパンゲームフィッシュ協会

専門委員は、全ての広域漁業調整委員会に所属する。

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会 事務規程（案）

（所掌事務）

第 1 条 太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）事務規程第 15 条第 1 項に基づき設置された太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会（以下「太平洋専門部会」という。）は、同規程第 15 条第 2 項に基づき、クロマグロ遊漁の管理手法に関し、調査審議するものとする。

（事務局の所在地）

第 2 条 太平洋専門部会の事務局は、水産庁内に置く。

（構成）

第 3 条 太平洋専門部会は、委員会会長（以下「会長」という。）が指名した委員 1 名、専門委員 4 名（以下「専門部会委員」とする。）をもって組織する。

（専門部会長及び専門部会長職務代理者）

第 4 条 太平洋専門部会に専門部会長及び専門部会長職務代理者を置く。専門部会長及び専門部会長職務代理者は、専門部会委員が互選する。

2 専門部会長は会務を総理し、専門部会を代表する。

3 太平洋専門部会について、専門部会長が欠けたときは、専門部会長職務代理者がその職務を代行する。

（会議）

第 5 条 太平洋専門部会の会議は、専門部会長が招集する。

2 太平洋専門部会の会議を招集しようとするときは、専門部会長は、あらかじめ議事事項並びに会議の日時及び場所を、専門部会委員に通知しなければならない。

3 なお、前 2 項について、専門部会長及び専門部会長職務代理者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は専門部会長及び専門部会長代理者とともに事故があるときは会長が行う。

4 専門部会委員は、情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第 6 条 太平洋専門部会は、定員の過半数にあたる専門部会委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席する専門部会委員全員の一致により決するものとする。

3 太平洋専門部会の開催は公開とする。

(他の広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会との連携)

第7条 太平洋専門部会は、日本海・九州西広域漁業調整委員会に設置された同委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会に設置された同委員会くろまぐろ遊漁専門部会と合同で会議（以下「合同会議」という。）を開催することができる。

2 合同会議を開催するにあたっては、出席する専門部会委員全員の一致により決するものとする。

3 合同会議に関し必要な事項は、合同会議で定める。

4 専門部会長は、合同会議の調査審議の結果を委員会に報告する。

第8条 専門部会長は、太平洋専門部会の会議の議事録を作成するものとする。

2 議事録は、専門部会長の指名する専門部会委員2名以上がこれに署名するものとする。

3 議事録は、一般の縦覧に供する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、太平洋専門部会の議決によって行う。

(庶務)

第10条 太平洋専門部会の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、専門部会長が別途定める。

(附則)

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、
日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び
瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会
合同会議事務規程（案）

（審議内容）

第1条 太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会、日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会合同会議（以下「合同会議」という。）は、クロマグロ遊漁の管理手法に関する共通の事項について、調査審議する。

（事務局の所在地）

第2条 合同会議の事務局は、水産庁内に置く。

（構成）

第3条 合同会議は、太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会委員、日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会委員及び瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会委員（以下「合同会議委員」という。）をもって組織する。

（議長及び副議長）

第4条 合同会議には議長及び副議長を置く。議長及び副議長は合同会議委員が互選する。

2 議長は会務を総理し、合同会議を代表する。

3 合同会議について、議長が欠けたときは、副議長がその職務を代行する。

（会議）

第5条 合同会議は、議長が招集する。

2 合同会議を招集しようとするときは、議長は、あらかじめ議事事項並びに合同会議の日時及び場所を、合同会議委員に通知しなければならない。

3 なお、前2項について、議長及び副議長がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は議長及び副議長にともに事故があるときは各専門部会長が連名で行う。

4 合同会議委員は、情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 各広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会の定員の過半数にあたる専門部会委員が出席しなければ、合同会議は開くことができない。

- 2 議事は、出席する合同会議委員の全員の一致により決するものとする。
- 3 合同会議の開催は公開とする。

第7条 議長は、合同会議の議事録を作成するものとする。

- 2 議事録は、議長の指名する合同会議委員2名以上がこれに署名するものとする。
- 3 議事録は、一般の縦覧に供する。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、合同会議の議決によって行う。

(庶務)

第9条 合同会議の庶務は、水産庁において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、議長がその都度定める。

(附則)

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 46 号に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針（案）新旧対照表

改正後	改正前
太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 46 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。 1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。 <u>なお、漁業法第 157 条第 1 項に基づき、委員会として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長（又は会長職務代理）一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。</u> ※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。 2. 会長は、上記 1 の報告を受け、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。 裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。	太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、太平洋広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 46 号に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。 1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として太平洋広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。 ※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。 2. 会長は、上記 1 の報告を受け、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。 裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

（参考）漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）

第百五十七条 漁業調整委員会又は水産政策審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業者、漁業従事者その他関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは委員会若しくは審議会の事務に従事する者をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所について所要の調査をさせることができる。

複数都道府県をまたがる海域を回遊する資源の管理の取組状況
(令和 6 年 11 月現在)

1 スケトウダラ日本海北部系群	関係する委員会等 日本海・九州西委 日本海北部会
2 太平洋北部沖合性カレイ類	太平洋委 北部会
3 マサバ太平洋系群	太平洋委
4 太平洋南部キンメダイ	太平洋委 南部会
5 伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種 (トラフグ、マアナゴ、シャコ)	太平洋委 南部会
6 伊勢湾・三河湾イカナゴ	太平洋委 南部会
7 サワラ瀬戸内海系群	瀬戸内委
8 カタクチイワシ瀬戸内海系群 (燧灘)	瀬戸内委
9 日本海北部マガレイ、ハタハタ	日本海・九州西委 日本海北部会
10 トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	日本海・九州西委
11 日本海沖合ベニズワイガニ	日本海・九州西委
12 日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ	日本海・九州西委
13 日本海西部アカガレイ、ズワイガニ	日本海・九州西委 日本海西部会
14 有明海ガザミ	日本海・九州西委 九州西部会
15 九州・山口北西海域トラフグ	日本海・九州西委 九州西部会
16 南西諸島海域マチ類	日本海・九州西委 九州西部会
17 太平洋クロマグロ	日本海・九州西委 太平洋委、瀬戸内委

マサバ（太平洋系群）③

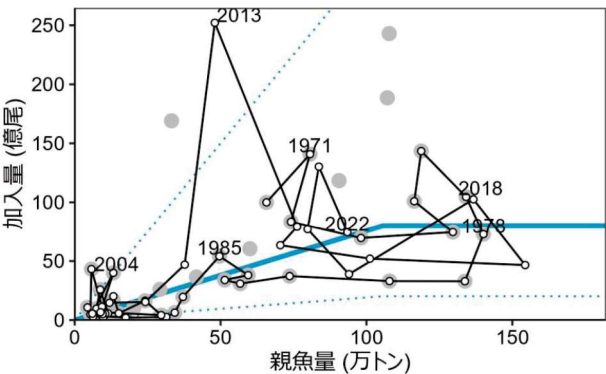


図6 再生産関係

1970～2017年漁期の親魚量と加入量に対し、加入量の変動傾向（再生産関係から予測されるよりも良いまたは悪い加入が一定期間続く効果）を考慮したホッケースティック型の再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

灰丸は再生産関係を推定した時の観測値、白丸は2023年度資源評価で更新された観測値である。

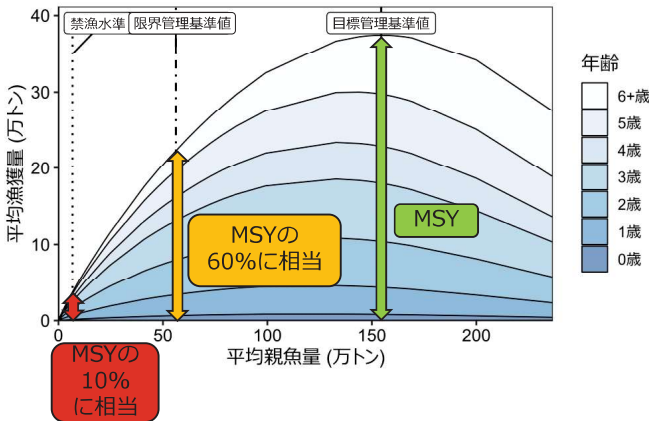


図7 管理基準値と禁漁水準

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は、154.5万トンと算定される。目標管理基準値はSBmsy、限界管理基準値はMSYの60%の漁獲量が得られる親魚量、禁漁水準はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量である。

目標管理基準値	限界管理基準値	禁漁水準	2022年漁期の親魚量	MSY	2022年漁期の漁獲量
154.5万トン	56.2万トン	6.7万トン	93.4万トン	37.2万トン	23.6万トン

3

マサバ（太平洋系群）④

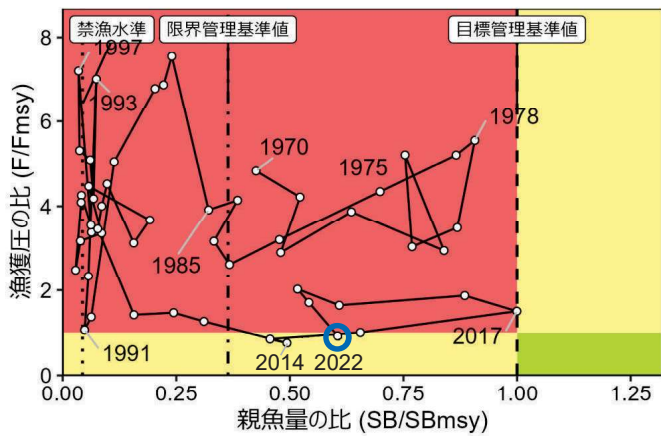


図8 神戸プロット（神戸チャート）

漁獲圧（F）は、最大持続生産量（MSY）を実現する漁獲圧（Fmsy）を2014、2015年漁期を除いて上回っていたが、2022年漁期はわずかに下回っている。親魚量（SB）は、すべての漁期においてMSYを実現する親魚量（SBmsy）を下回っている。

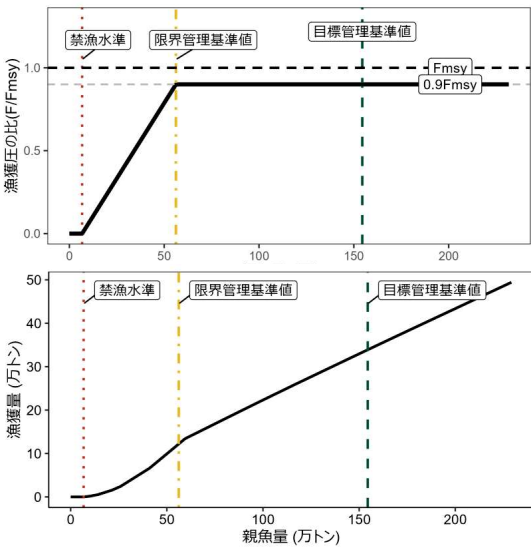


図9 漁獲管理規則（上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量）

Fmsyに乘じる調整係数である β を0.9とした場合の漁獲管理規則を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。



マサバ（太平洋系群）①

マサバは日本周辺に広く生息しており、本系群はこのうち太平洋側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。

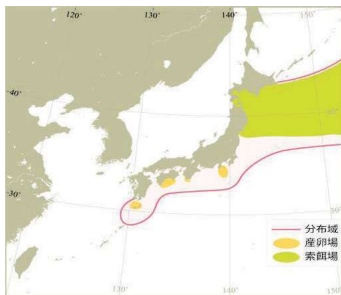


図1 分布図

太平洋沿岸に広く分布する。産卵場は、日本の南岸の黒潮周辺域に形成される。

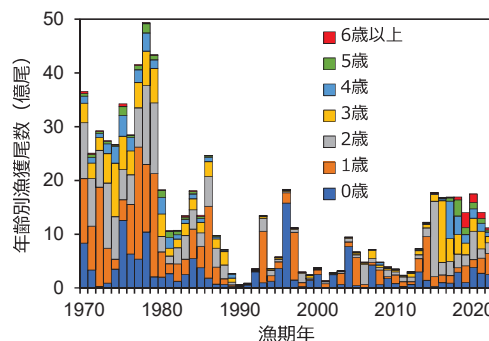
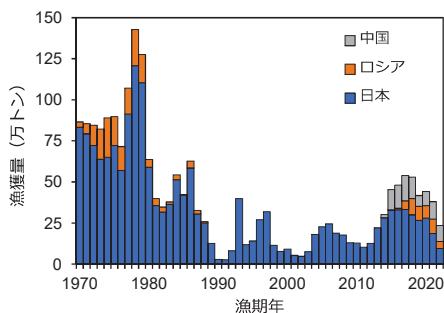


図2 漁獲量の推移



日本の漁獲量は、1970年代は高い水準で推移したが、1980年代に減少し、1990年代および2000年代は低い水準で推移した。2013年漁期以降に増加傾向、2021年漁期以降に減少傾向を示し、2022年漁期は9.5万トンであった。2014年漁期以降、外国船による漁獲があり、2022年漁期のロシアによる漁獲量は4.4万トン、中国による漁獲量は9.7万トンであった。

図3 年齢別漁獲尾数の推移

0、1歳魚が主体であったが、2015～2020年漁期は2歳以上の割合が増加していた。2021年漁期以降は再び0、1歳魚が主体となっている。

1

マサバ（太平洋系群）②

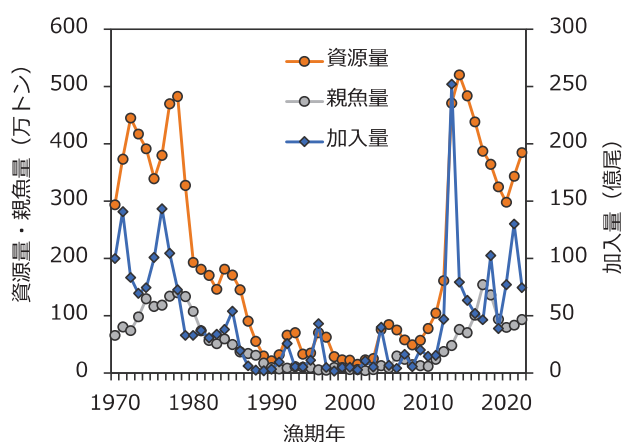


図4 資源量・親魚量・加入量の推移

資源量は、1970年代は高い水準で推移していたが、1980年代以降に急減し、2000年代は低い水準で推移した。2013年漁期に急増したが2015年漁期以降は減少し、2022年漁期は385.0万トンであった。親魚量は、資源量と同様の傾向を示して2016年漁期以降に急増したが、直近5年間（2018～2022年漁期）で見ると減少傾向で、2022年漁期は93.4万トンであった。加入量（0歳魚の資源尾数）は、2013年漁期に極めて高い値となり、2014年漁期以降も年変化はあるものの比較的高い値を示している。

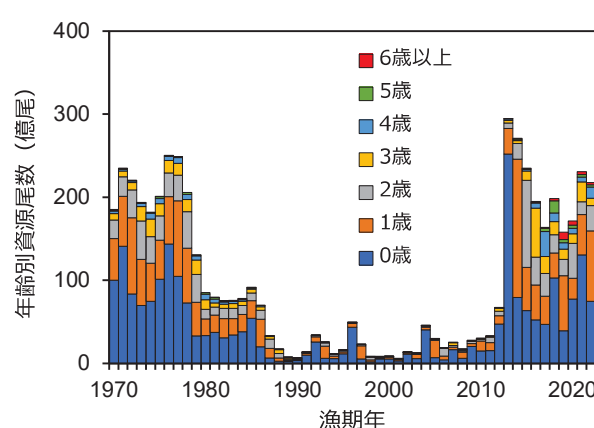
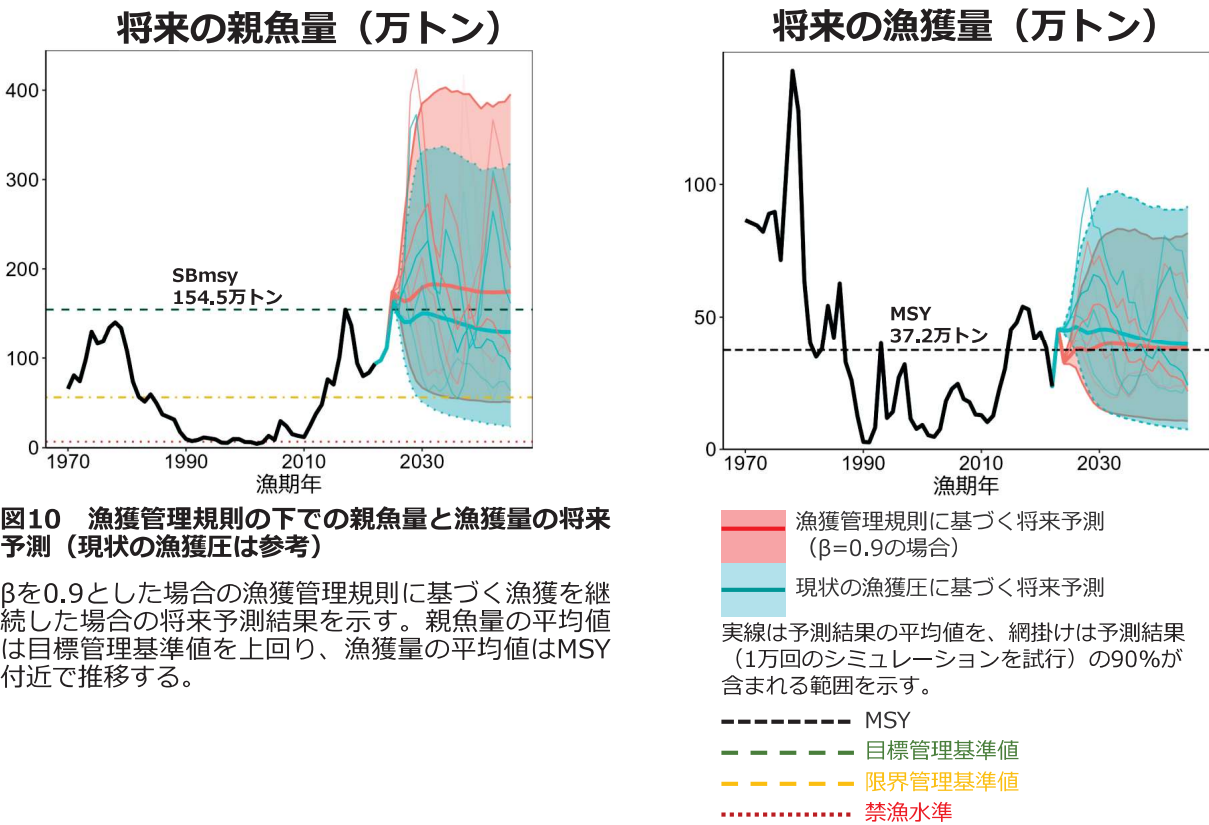


図5 年齢別資源尾数の推移

資源の年齢組成を尾数で見ると、0歳（青）、1歳（橙）を中心に構成されており、2歳以上の割合は低い。

2

マサバ（太平洋系群）⑤



マサバ（太平洋系群）⑥

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
β										
1.0	93.4	97.5	111.2	171.3	162.0	157.1	158.6	165.0	170.7	44%
0.9	93.4	97.5	111.2	174.3	167.2	163.8	165.8	172.5	178.8	48%
0.8	93.4	97.5	111.2	177.4	172.7	170.8	173.5	180.6	187.5	51%
0.7	93.4	97.5	111.2	180.6	178.5	178.3	181.7	189.4	196.9	56%
現状の漁獲圧	93.4	97.5	111.2	163.0	148.0	140.3	140.9	146.4	150.2	35%

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
1.0	23.6	45.3	35.9	37.8	40.2	40.0	39.1	39.8	40.9
0.9	23.6	45.3	32.7	34.9	37.7	37.7	37.0	37.7	38.9
0.8	23.6	45.3	29.3	31.8	34.8	35.2	34.6	35.4	36.6
0.7	23.6	45.3	25.9	28.6	31.8	32.4	32.0	32.7	33.9
現状の漁獲圧	23.6	45.3	44.8	45.1	46.3	45.2	44.0	44.5	45.2

表3. ABC要約表（ABCは外国漁船による漁獲も含めた値）

2024年漁期のABC（万トン）	2024年漁期の親魚量予測平均値（万トン）	現状の漁獲圧に対する比（F/F2020-2022）	2024年漁期の漁獲割合（%）
32.7	111.2	0.70	9.1

※表の値は今後の資源評価により更新される。

マサバ太平洋系群の広域資源管理

1 資源の現状（令和5年度資源評価より）

本系群の資源量は、1970年代には300万トン以上であったが、1980～1990年代に減少し、2001年漁期には15万トンまで落ち込んだ。その後、2004年漁期の高い加入量と漁獲圧低下により増加し、2013年漁期の極めて高い加入量により2013年漁期は471万トンとなり、その後は減少傾向を示し2022年漁期は385万トンであった。

2022年の親魚量（SB）は95万トンで、本系群の目標管理基準値である最大持続生産量（MSY）37万トンを実現するために必要な親魚量（SB_{msy}）154万トンを下回り、2022年漁期の漁獲圧（F）はMSYを実現する漁獲圧（F_{msy}）をわずかに下回っている。親魚量の動向は近年5年間（2018～2022年漁期）の推移から「減少」と判断される。

2 関係漁業種類

- (1) 大臣許可漁業 大中型まき網漁業
(2) 知事許可漁業等

県 名	対象漁業種類
千葉県	火光利用サバ漁業（サバたもすくい） 敷網漁業（サバ棒受網） 中型まき網漁業 定置網漁業
神奈川県	（サバ釣り漁業）※1 （サバたもすくい漁業）※2 定置網漁業
静岡県	サバすくい漁業 棒受網漁業 中型まき網漁業 定置網漁業

※1 同県内では自由漁業 ※2 他都県の許可漁業

3 資源管理の方向性

まさば太平洋系群の資源管理については、資源管理基本方針（令和2年10月15日付け農林水産省告示第1982号）で定められた、本系群の資源管理の目標の達成を目指すことを基本とする。そのため、令和元年（2019年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50%の確率で目標管理基準値（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量（SB_{msy}）154万トン）を上回るように、漁獲圧力を調節し、資源評価において示される管理年度（7月1日から翌年6月末日まで）の資源量に、当該漁獲圧を乗じて設定される漁獲可能量による管理を行い、MSYを実現できる資源量の水準への回復を図る。

なお、まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、両魚種の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととしている。

また、漁獲可能量による管理に加え、本系群の資源管理の目標の達成を目指す中で、漁業者自身による自主的な資源管理の取組は、毎年変動する資源の来遊状況や漁業の実態に即した管理手法として引き続き重要である。

このため、資源管理の方向性として、公的規制のほか、資源管理協定等に基づき、漁業者自身による自主的管理を併せて行う。

4 関係者による連携

必要に応じて、行政・研究担当者会議及び漁業者協議会を通じて、資源状況や漁獲状況の把握、資源管理措置の確実な実施を図り、管理方策の改善を検討する。

マサバ太平洋系群の広域資源管理の取組状況

1 大中型まき網漁業の自主的管理措置とその取組状況

(1) 資源管理協定における自主的管理措置

管理海区ごと又は管理期間ごとの漁獲可能量の遵守。

(2) その他に取り組む資源管理措置

北部太平洋海区委員会が定めた「マサバ太平洋系群管理方策」に基づき、マサバの漁獲量が一定量を超えた場合に臨時休漁等を実施している。

(臨時休漁実績)

年度	休漁日数	休漁統日数 (a)	操業統日数 (b)	削減率 (a/(a+b))
2006漁期(7-6月)	24日	755統日	1,898統日	28%
2007漁期(7-6月)	31日	883統日	2,289統日	28%
2008漁期(7-6月)	33日	933統日	1,964統日	32%
2009漁期(7-6月)	31日	970統日	1,611統日	38%
2010漁期(7-6月)	26日	843統日	1,291統日	40%
2011漁期(7-6月)	25日	743統日	1,474統日	34%
2012漁期(7-6月)	10日	217統日	1,742統日	11%
2013漁期(7-6月)	22日	583統日	2,262統日	20%
2014漁期(7-6月)	32日	791統日	2,116統日	27%
2015漁期(7-6月)	58日	1,425統日	2,470統日	37%
2016漁期(7-6月)	71日	1,517統日	2,315統日	40%
2017漁期(7-6月)	69日	795統日	2,032統日	28%
2018漁期(7-6月)	27日	811統日	2,325統日	26%
2019漁期(7-6月)	30日	868統日	2,104統日	29%
2020漁期(7-6月)	19日	503統日	2,549統日	16%
2021漁期(7-6月)	19日	441統日	1,969統日	18%
2022漁期(7-6月)	15日	379統日	1,248統日	23%
2023漁期(7-6月)	6日	172統日	1,469統日	10%

2 各県関係漁業（中型まき網漁業、サバたもすくい網漁業等）の自主的管理措置とその取組状況

対象漁業種類	都県名	管理措置	内 容 等
火光利用サバ漁業（サバたもすくい）及び敷網漁業（サバ棒受網）	千 葉	休漁日設定	毎週金曜日
中型まき網漁業	千 葉	休漁日設定 休漁期間設定	月 2～4 日程度の定期休漁 2 週間～1 か月程度の休漁
定置網漁業	千 葉	休漁期間設定	2 週間～1 か月程度の休漁
サバ釣り漁業	神奈川 (みうら瀬)	休漁日の設定 操業時間規制	6～8 月 毎週土 9～5 月 毎週土及び毎月 第 2・第 4 火曜 5～9 月 投錨 5 時 30 分、 操業終了 15 時 10～4 月 投錨 6 時、 操業終了 15 時
サバたもすくい	神奈川	休漁日の設定	毎週金曜日
サバスくい網漁業及び棒受網漁業	静 岡	操業日数制限	1 か月間の操業日数 20 日間以内
中型まき網漁業	静 岡 (根拠地：伊豆東岸) (根拠地：駿河湾内)	休漁	連続した 14 日間の係船休漁（6 月、 11 月～翌年 5 月）及び月 3 日の定期休漁 月 4 日の定期休漁
定置網漁業	静 岡	休漁	連続した 10 日間休漁

水産資源ごとの検討状況（令和6年11月現在）

水産資源	資源管理手法 検討部会	ステークホルダー会合				備考
		第1回	第2回	第3回	第4回	
カタクチイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	令和5年3月7日	令和5年9月22日	令和6年4月24日	令和7年1月からTAC管理開始予定
カタクチイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
カタクチイワシ瀬戸内海系群	令和4年11月21日	令和5年5月30日	令和5年12月15日	令和6年5月28日		令和7年1月からTAC管理開始予定
ブリ	令和4年7月11日	令和5年10月11日	令和6年3月19日			令和7年4月からTAC管理開始予定
ウルメイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
ウルメイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	今後開催			
マダラ本州太平洋北部系群	令和4年3月17日	令和5年3月23日	令和5年8月7日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ本州日本海北部系群	令和4年2月25日	令和5年3月9日	令和5年7月4日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道太平洋	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道日本海	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始
ソウハチ日本海南西部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ムシガレイ日本海南西部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ヤナギムシガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
サメガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
アカガレイ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催				
ソウハチ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
マガレイ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
ホッケ道北系群	今後開催					
マルアジ日本海西・東シナ海系群	令和4年12月20日	今後開催				
ムロアジ類東シナ海	令和4年12月20日	今後開催				
サワラ瀬戸内海系群	令和5年6月12日	今後開催				
サワラ日本海・東シナ海系群	令和5年7月21日	今後開催				
イカナゴ瀬戸内海東部系群	令和5年5月22日	今後開催				
マダイ瀬戸内海中・西部系群	令和4年4月21日	今後開催				
マダイ日本海西部・東シナ海系群	令和4年4月21日	令和5年5月16日	令和6年3月5日			令和7年1月からTAC管理開始予定
マダイ瀬戸内海東部系群	令和5年6月12日	今後開催				
ベニズワイガニ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催				
ヒラメ瀬戸内海系群	令和4年2月8日	今後開催				
ヒラメ太平洋北部系群	令和5年4月24日	今後開催				
ヒラメ日本海北部系群	令和5年3月17日	今後開催				
ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群	令和5年3月17日	今後開催				
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	令和5年7月21日	今後開催				
トラフグ伊勢・三河湾系群	令和5年7月21日	今後開催				
キンメダイ太平洋系群	令和4年12月20日	今後開催				
ニギス日本海系群	令和4年2月25日	今後開催				

令和 7 年度水産関係予算概算要求の主要事項

～食料安全保障の確立に向けた持続的な水産業の発展と活力ある漁村の実現～

令和 6 年 8 月
水 産 庁

(※) 各項目の下段 () 内は、令和 6 年度当初予算額

1 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

① 資源調査・評価の充実

ア 資源調査・評価の拡充

8 9 億円

(5 2 億円)

- ・ 海洋環境の変化を踏まえた高度な資源評価の実現に向け、新たな技術を活用した調査船調査等や漁業者の協力による漁船活用調査、外国との研究連携等を実施し、水産研究・教育機構と都道府県水産研究機関の連携による調査・評価体制を強化するとともに、最大持続生産量 (MSY) をベースとする資源評価の精度向上等を推進
- ・ 水産研究・教育機構の調査船「蒼鷹丸」について、最新の調査機器等を導入した代船を建造し、資源評価等に必要な調査を実施

イ 漁獲情報の収集体制強化や適正な流通管理に必要な情報伝達等の電子化推進

7 億円

うちデジタル庁計上：6 億円

(4 億円)

(うちデジタル庁計上：4 億円)

- ・ 漁獲情報の電子的な情報収集体制の強化等に対応したシステムの整備や水産流通適正化制度に基づく流通段階の情報伝達等の電子化を推進するなど、適切な資源評価・適正な流通管理を促進する体制を構築

② 新たな資源管理の着実な推進

1 8 億円

うちデジタル庁計上：2 億円

(7 億円)

(うちデジタル庁計上：1 億円)

- ・ 漁業法の下、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に基づき、TAC 管理等を円滑に推進するため、TAC 管理に資する混獲回避技術等の数量管理技術の開発の推進、IQ 管理の拡大に向けた取組の支援、資源管理協定の高度化、遊漁の実態把握及び安全設備の導入、太平洋クロマグロの陸揚げ港等における漁獲監視の高度化を推進

③ 漁業経営安定対策の着実な実施

5 6 4 億円

(3 5 1 億円)

- ・ 計画的に資源管理等に取り組む漁業者・養殖業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填する漁業収入安定対策（積立ぶらす）を実施 （うち漁業収入安定対策事業）
2 2 4 億円
（2 0 2 億円）

- ・ 燃油や配合飼料の価格上昇に対する対策や経営改善の取組を行う経営改善漁業者等に対する金融支援等を実施

④ 漁業取締・密漁監視体制の強化等

2 2 8 億円

- ・ 我が国周辺水域での水産資源の管理徹底と国際ルールに基づく操業秩序の維持のため、外国漁船の違法操業に対する万全な漁業取締り等を実施

うちデジタル庁計上：4 億円

（1 5 9 億円）

（うちデジタル庁計上：4 億円）

2 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

① 沿岸漁業の競争力強化

- ・ 海洋環境の変化を踏まえた操業形態の転換や漁業の省エネ化などに対応しつつ、収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革を推進するために必要な漁船、漁具等のリース方式による導入を支援

（水産業成長産業化沿岸地域創出事業）

4 0 億円

（3 0 億円）

② 沖合・遠洋漁業の競争力強化

9 2 億円

（1 7 億円）

- ・ 高性能漁船の導入等による収益性向上、長期的不漁問題対策や多目的漁船の導入など新たな操業・生産体制への転換に向けた実証の取組を支援する漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業）を実施

（うち漁業構造改革総合対策事業）

8 5 億円

（1 1 億円）

- ・ 外務省・関係機関と連携しつつ、積極的かつ迅速な漁業協力により、太平洋島嶼国等との協力関係を強化し、我が国の漁船の海外漁場における操業を確保

③ 養殖業の成長産業化

9 2 億円の内数

（1 4 億円の内数）

- ・ 輸出拡大も見据えた養殖業の成長産業化に向け、輸入等に依存している魚粉の使用割合を削減した飼料や優良系統の種苗開発を支援

大規模沖合養殖システムの実証、経営体が協業化等して実施する輸出拡大も見据えたマーケットイン型養殖の実証による収益性向上の取組等を支援	
④ 内水面及びさけ・ます等資源対策	19億円 (14億円)
地域の人材と連携した内水面漁場の効率的な管理、カワウ等の食害防止活動、ウナギ等の内水面資源の回復、ウナギ人工種苗の大量生産システムの実用化、環境変化に対応した増殖手法の改良、サケの回帰率の向上に資するふ化放流の広域連携体制の構築等の取組を支援	
⑤ 漁業・漁村を支える人材の確保・育成	10億円 (5億円)
漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、複数の指導漁業者の下での研修を含めた長期研修の実施、漁業への就業前の若者への資金の交付、若手漁業者の経営・技術能力の向上、海技士の確保や海技資格の取得等を支援	
⑥ スマート化のための伴走者の育成等	3億円 (2億円)
漁業者等へのスマート機械導入、地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者の育成等の取組を支援	
⑦ 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化	4億円 (3億円)
収益力向上や広域合併・事業連携等に取り組む漁協に対してコンサルタント等を派遣し、経営基盤の強化を図るための取組等を支援	
⑧ 水産物の持続的・安定的な供給に向けた持続可能な加工・流通システムの推進等	11億円 (6億円)
原材料不足や人手不足、輸送能力不足など水産加工業の課題解決に向けた、サプライチェーン上の関係者や専門家等の幅広い連携による ICT や DX 等の先端技術導入等の取組、水産加工業者等への原材料の安定供給のための水産物供給における平準化の取組、魚食普及活動や「さかなの日」等の官民協働による水産物の消費拡大の取組を推進	
⑨ 捕鯨対策	(所要額) 51億円 (51億円)
捕鯨業の円滑な実施の確保のための実証事業、鯨類科学調査による科学的データの収集、持続的利用を支援する国との連携、鯨類科学調査の結果や鯨食普及に係る情報発信等を支援	

3 地域を支える漁村の活性化の推進

① 浜の再生・活性化

56億円

(20億円)

- ・ 漁業所得の向上を目指す漁業者等に必要な共同利用施設等の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策など浜プランの着実な実施を推進

(うち浜の活力再生・成長促進交付金)

55億円

(20億円)

- ・ 海事行政情報を一体的に管理する海事行政DXの構築推進のため、遊漁船に係る情報データベースを整備するとともに、遊漁船業者や漁協等からなる協議会を通じて地域の水産業と調和のとれた遊漁船業を推進

② 漁場生産力・水産多面的機能の発揮等

56億円

(38億円)

- ・ 気候変動・環境変化に対応するため、漁場生産力の強化やブルーカーボンに資する漁業者等が行うモニタリングの強化、専門家の指導等により活動の実効性の向上を図りつつ、藻場・干潟の保全活動への重点的な支援を推進するとともに、離島の漁業者が共同で取り組む漁場の生産力向上のための取組、有害生物・赤潮等による漁業被害防止及び栄養塩類対策等の支援等を推進

(うち漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業)

30億円

(15億円)

③ 海業の全国的な展開

- ・ 海業の取組の立ち上げに必要な実証調査、民間事業者との連携の仕組みや体制づくり、漁業者等に対する意識醸成や海業の一步を踏み出すための取組等を支援

(海業振興支援事業)

5億円

(一)

- ・ 水産物の消費増進や交流促進に資する施設の整備、既存施設への海業機能の付加、海業の推進に向けた漁港の有効活用のための環境づくり等を支援

(浜の活力再生・成長促進交付金)

55億円の内数

(20億円の内数)

(漁港機能増進事業)

8億円の内数

(5億円の内数)

(水産基盤整備事業)

867億円の内数

(730億円の内数)

4 水産基盤の整備、漁港機能の再編・集約化と強靱化の推進

① 水産基盤整備事業＜公共＞

867億円

(730億円)

- ・ 拠点漁港等の流通機能強化と養殖拠点整備による水産業の成長産業化を推進するとともに、魚種変化・分布拡大等の環境変化への対応や CO2 排出抑制・固定化に資する漁港・漁場の整備や藻場・干潟の保全・創造、漁港施設の耐震・耐津波化や長寿命化等による漁業地域の防災・減災・国土強靱化対策、漁港利用促進のための環境整備等を推進

② 漁港の機能増進

8億円

(5億円)

- ・ 就労環境の改善、漁港利用者の安全性の向上、漁港機能の再編、漁業の操業形態の転換・養殖転換、漁港のグリーン化に資する施設の整備を支援

③ 農山漁村地域整備交付金＜公共＞

(農村振興局計上)

905億円の内数

(770億円の内数)

- ・ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備（漁村環境整備を含む。）や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付

5 東日本大震災からの復興まちづくり、産業・生業（なりわい）の再生

① 水産業復興販売加速化支援事業	(復興庁計上) 4 1 億円 (4 1 億円)
ALPS 処理水による風評影響を最大限抑制し、本格的な復興を果たすため、福島県を始めとした被災地域における水産加工業の販路回復を促進する取組や被災地水産物の販売促進に必要な取組等について支援	
② 被災地次世代漁業人材確保支援事業	(復興庁計上) 5 億円 (5 億円)
震災からの復興に取り組む福島県及び近隣県において、漁家子弟を含めた長期研修支援等を支援	
震災からの復興に取り組む福島県及び近隣県において、就業に必要な漁船・漁具のリース方式による導入を支援	1 7 億円 (1 7 億円)
③ 水産物のモニタリング・水産業の生産対策	(復興庁計上) 7 億円 (7 億円)
ALPS 処理水による風評影響を最大限抑制するための水産物の放射性物質モニタリング検査を実施	
被災地における種苗の生産・放流の取組を支援	9 億円 (1 0 億円)
福島県及び近隣県において、新船の導入又は既存船の活用により、収益性の高い体制の確保等を図る取組を支援（がんばる漁業・養殖業復興支援事業）、漁業者グループへの漁業用機器設備の導入支援を実施	4 8 億円 (4 億円)
④ 災害関連融資	(復興庁計上) (融資枠)
被災した漁業者等の復旧・復興の取組に対して金融支援を実施	1 2 2 億円 (1 2 8 億円)

※ 農業の構造転換を5年間で集中的に推進する等のための「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費並びに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る経費、「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費及び諫早湾干拓潮受堤防排水門の非開門を前提とした有明海の再生の加速化に係る経費については、予算編成過程で検討。

＜対策のポイント＞

海洋環境の変化を踏まえた高度な資源評価のため、新たな技術を活用した調査船調査、市場調査、漁船活用調査等を実施し、資源調査・評価の体制を強化することにより、最大持続生産量（MSY）をベースとする資源評価の精度向上、資源の水準及び動向の判断、不漁等を含む資源変動に対する海洋環境要因の把握を推進します。

＜政策目標＞

資源評価の着実な実施と高度化（MSYをベースとする資源評価対象資源数）（38資源〔令和6年度〕→43資源〔令和10年度まで〕）等

＜事業の内容＞

1. データの収集及び資源調査

資源評価対象種の資源評価の高度化及び更なる精度向上のため、都道府県水産試験研究機関及び大学等とも連携し、新たな技術を活用した調査船調査、画像処理技術も活用した市場調査、漁船活用調査等を行い、資源水準及び資源動向の判断並びにMSYをベースとする資源評価の更なる精度向上に必要な生物学的情報、再生産情報、年齢別の漁獲情報等を収集し、資源評価等を実施します。

2. 海洋環境要因の把握（不漁要因の解明等）

スルメイカ、サンマ、サケ等の不漁やブリ、ズワイガニ等の分布・回遊の変化を踏まえ、調査船やプランクトンカメラ等を利用し、分布域の変化、産卵場における稚魚の発生状況、水温、海流及び餌料環境等の情報を収集し、海洋環境と資源変動及び漁場形成との関係解明に取り組めます。また、水産資源を取り巻く生態系の特徴や動向を俯瞰的に評価し、海洋環境の変動や種間関係等を含めたより高度な資源評価の実装に取り組めます。

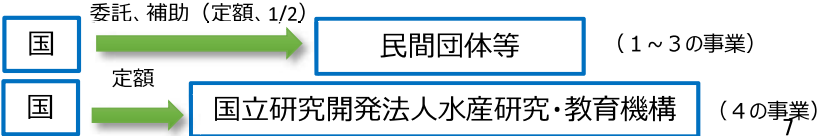
3. 資源評価の精度向上、理解促進等

外部有識者によるピアレビュー及び二国間・多国間の枠組みを活用した研究連携を推進し、資源評価の高度化及び更なる精度向上に取り組めます。また、資源評価の方法や評価結果の情報提供を通じて、理解促進を図ります。

4. （国研）水産研究・教育機構の漁業調査船の代船建造

漁業調査船「蒼鷹丸」について、高まる資源調査のニーズへの対応と様々な海域や気象・海象下における確実かつ効率的な調査の遂行のため、代船を建造します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

水産研究・教育機構、都道府県、大学等が共同で実施

○データの収集・資源調査

- ・国、都道府県が連携して調査船調査や漁獲報告により情報を収集
- ・市場調査や漁船活用調査等を充実させ、漁業者等からの情報を収集
- ・NPFC等、我が国の漁業に強く関係する国際資源管理種の資源や生態の情報を収集
- ・水産資源に変動を及ぼす海洋環境の調査等

○漁業調査船「蒼鷹丸」の代船建造

- ・高まる資源調査のニーズへの対応
- ・様々な海域や気象・海象下における確実かつ効率的な調査の遂行
- ・建造から29年経過し、安全な運行と調査の実施に支障



蒼鷹丸の代船を建造

MSYをベースとする資源評価

- MSY水準に基づく資源状態の判断
- 生物学的許容漁獲量（ABC）の算定等

資源水準・資源動向による資源評価

- 資源量指標値等の分析
- 資源水準・資源動向の判断

国際資源の資源評価

- 調査船調査の結果も含めた資源水準・資源動向の解析



○資源評価結果の活用

- ・資源状態、ABCといったMSYをベースとする資源評価を提供
- ・資源水準・動向の情報を地域に提供し、自主的な取組みである資源管理協定等に活用
- ・我が国の漁業に関係する公海域などの国際資源管理の強化

【お問い合わせ先】

（1～3の事業）水産庁漁場資源課（03-6744-2377）
（4の事業）研究指導課（03-6744-2370）

スマート水産業推進事業

【令和7年度予算概算要求額 857（161）百万円】

【令和7年度予算概算要求額（デジタル庁計上） 572（450）百万円】

<対策のポイント>

漁獲情報の電子的な収集体制の強化等に対応したシステムの整備や生産性の向上のためのデータ収集・利活用、人材育成、機械導入支援を進めます。
また、水産流通適正化制度の円滑な実施を推進するため、適法採捕証明書等の電子的な申請・発給を可能とするためのシステム導入や太平洋クロマグロの漁獲監視の高度化を図るための監視手段等の検証や漁協等が行う流通管理・伝達の電子化・効率化等への支援に取り組みます。

<事業目標>

- 漁獲情報等を収集し、資源管理、評価等に活用する体制を確立（39都道府県〔令和7年度まで〕）
- 新たな資源管理の推進による漁獲量の回復（漁獲量444万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. スマート水産業情報システム構築推進事業

漁獲情報等の電子的な収集体制の強化と資源管理・評価の高度化に対応したシステムの運用・保守・改修を行うとともにシステムの最適化に取り組みます。

2. スマート水産業普及推進事業

地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者を育成支援するとともに、伴走者のサポートの下で生産者がスマート機械を導入・利用する取組の支援を行い、その成果や知見を全国に伝播していくことで、スマート水産業の普及を推進します。

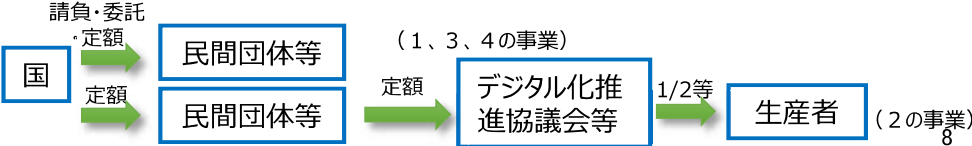
3. 水産流通適正化制度における電子化調査推進事業

水産流通適正化制度に基づき政府が発行する適法採捕証明書等（EU等向けの漁獲証明書等も含む。）の電子的な申請・発給を可能とするためのシステム開発を行うとともに、既存の情報伝達システムの安定的な運用を図ります。

4. 特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策

太平洋クロマグロの陸揚げ港等における漁獲監視の高度化を図る新たな監視手段等の調査・検討・モデル的な検証等を行うとともに、太平洋クロマグロ等の漁協等が行う地域における流通管理・伝達の電子化・効率化等に向けた取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

スマート水産業の推進

水産資源の持続的利用 のための取組

<目的> 資源評価・資源管理の高度化
・資源評価の精度向上、適切な数量管理の実現、
資源管理の徹底

水産業の成長産業化 に向けた取組

<目的> 漁業・養殖業の生産性向上
・勘と経験に基づく漁業からの脱却、スマート水
産技術の生産現場への展開、データの利活用

スマート水産業推進事業

漁獲情報等を収集・管理する機能等を持つシステムの一体的な整備、運用等や
人材育成・機械導入支援を実施します。

① スマート水産業情報システム構築 推進事業

- ・知事許可、大臣許可漁業の漁獲情報
- ・TAC管理・IQ管理、許可情報
- ・かつお・まぐろ等国際資源の漁獲情報
- ・生物、海洋環境データ等

③ 水産流通適正化制度における電 子化調査推進事業

- ・証明書発行、番号伝達等の電子化推進

④ 特別管理特定水産資源等の漁 獲・流通に係る効率化等推進対策

- ・太平洋クロマグロの資源管理の強化の推進
- ・うなぎ稚魚流通の一元的管理体制を構築

① スマート水産業情報システム構築 推進事業

- ・漁業者に海洋環境情報等を提供すること等により、水産業の成長産業化を下支え

② スマート水産業普及推進事業

- ・生産現場でのスマート化の取組を全国に広げていくことで、水産業の成長産業化を推進

【お問い合わせ先】

(1,2の事業)水産庁研究指導課 (03-6744-0205)
(3の事業) 加工流通課 (03-6744-2511)
(4の事業) 加工流通課 (03-6744-2519)
栽培養殖課 (03-3502-8489)
漁獲監理官 (03-6744-7134)

新ロードマップに基づく資源管理等高度化促進事業

【令和7年度予算概算要求額 977（532）百万円】

【令和7年度予算概算要求額（デジタル庁計上）214（125）百万円】

<対策のポイント>

改正漁業法の下、資源管理体制の構築を推進するため、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に基づき、TAC管理・IQ管理の運用に必要な体制の強化、自主的な管理の強化等を行うとともに、国際資源の管理体制構築を推進します。

<事業目標>

資源管理の推進による漁獲量の回復（漁獲量292万t〔令和4年度〕 → 444万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

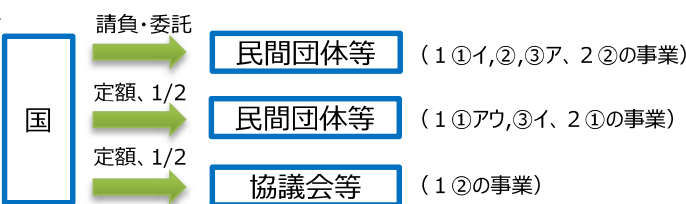
1.国内資源の管理体制構築促進事業

- ① 数量管理体制構築促進事業
 - ア 定置網漁業等における数量管理促進のための技術開発を支援します。
 - イ 定置網漁業等におけるスマート技術を用いた漁業管理の取組等を発信します。
 - ウ IQ管理の推進に向けた調査等の取組を支援します。
- ② 科学的知見に基づく資源管理協定高度化推進事業
自主的な資源管理の体制の高度化のための資源管理協定の履行確認、取組の効果の検証に必要な経費等を支援します。
- ③ 遊漁資源管理システム構築事業
 - ア TAC対象資源の拡大等が進む中、適切なTAC管理体制を確立するため、遊漁による採捕量等を把握するための調査を実施します。また、特に厳しい管理が求められているクロマグロ遊漁について管理の高度化を図るため、必要なシステムの整備を行います。
 - イ 遊漁船業者への講習会等の実施や遊漁船における採捕量の収集を促進させる取組を行うことに加え、遊漁指導員の育成・派遣を通じて、遊漁船業者・遊漁者に対する資源管理等の指導・周知啓発及び安全設備の導入を支援します。

2.国際資源の管理体制構築促進事業

- ① 周辺諸国等と協調した資源管理の推進等のための民間協議、国際的な資源管理に必要な情報収集等を支援します。
- ② 地域漁業管理機関（RFMO）によるかつお・まぐろ等の国際管理資源の管理措置を履行するとともに、資源評価・管理に資する正確なデータ収集を推進します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

国内資源の管理体制構築促進

「TAC管理・IQ管理を強化」

数量管理のための技術の開発

- ・定置網漁業等の数量管理技術の開発を支援
- ・スマート技術を用いた漁業管理の取組等を発信

IQ管理の推進に向けた調査等の取組

- ・大臣許可漁業における導入事例等を対象に、導入の効果や課題、改善点等を調査・分析する取組を支援

「自主的な管理を強化」

資源管理協定の高度化

- ・資源管理協定の着実な実施に加え、資源管理協定の取組の効果の検証のために必要な調査指導等を行い、自主的資源管理措置の高度化を支援

「遊漁採捕量等の把握・クロマグロ遊漁の管理高度化、遊漁者等への周知啓発」

- ・TAC対象資源の拡大等に合わせた遊漁採捕量等の調査、クロマグロ遊漁管理の高度化に伴うシステム整備、遊漁船業者への講習会等の実施や遊漁指導員の育成・派遣等を支援。

国際資源の管理体制構築促進

- ・周辺諸国等との資源管理の推進等のための民間協議、国際的な情報収集等の実施
- ・科学オブザーバーの配乗・EMの実施
収集データの解析にかかる体制構築
- ・VMSシステムによる操業管理、違法操業抑止・VMS故障警報装置の整備
- ・漁獲証明制度、DNA分析等による漁獲・輸入管理

【お問い合わせ先】

- (1①アイの事業) 水産庁研究指導課 (03-6744-0205)
- (1①ウ②の事業) 漁獲監理官 (03-3502-8452)
- (1③の事業) 管理調整課 (03-3502-7768)
- (2の事業) 国際課 (03-3501-3861)

漁業収入安定対策事業

【令和7年度予算概算要求額 22,417 (20,186)百万円】

<対策のポイント>

計画的に資源管理・漁場改善に取り組む漁業者・養殖業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填するとともに、漁業共済への加入の合理化を推進します。

<事業目標>

漁業経営安定対策の下で資源管理等に取り組む漁業者による漁業生産の割合（90%）

<事業の内容>

1. 資源管理等推進収入安定対策事業費

<積立ぶらす>

計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補填します。（漁業者と国の積立金の負担割合は1：3）

2. 漁業共済資源管理等推進特別対策事業費

<共済掛金の追加補助>

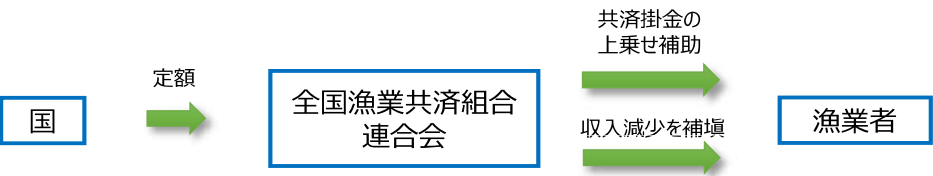
計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、共済掛金への漁災法の法定補助に加え、上乗せ補助をします。

（国の上乗せ補助は共済掛金の30%（平均）程度）

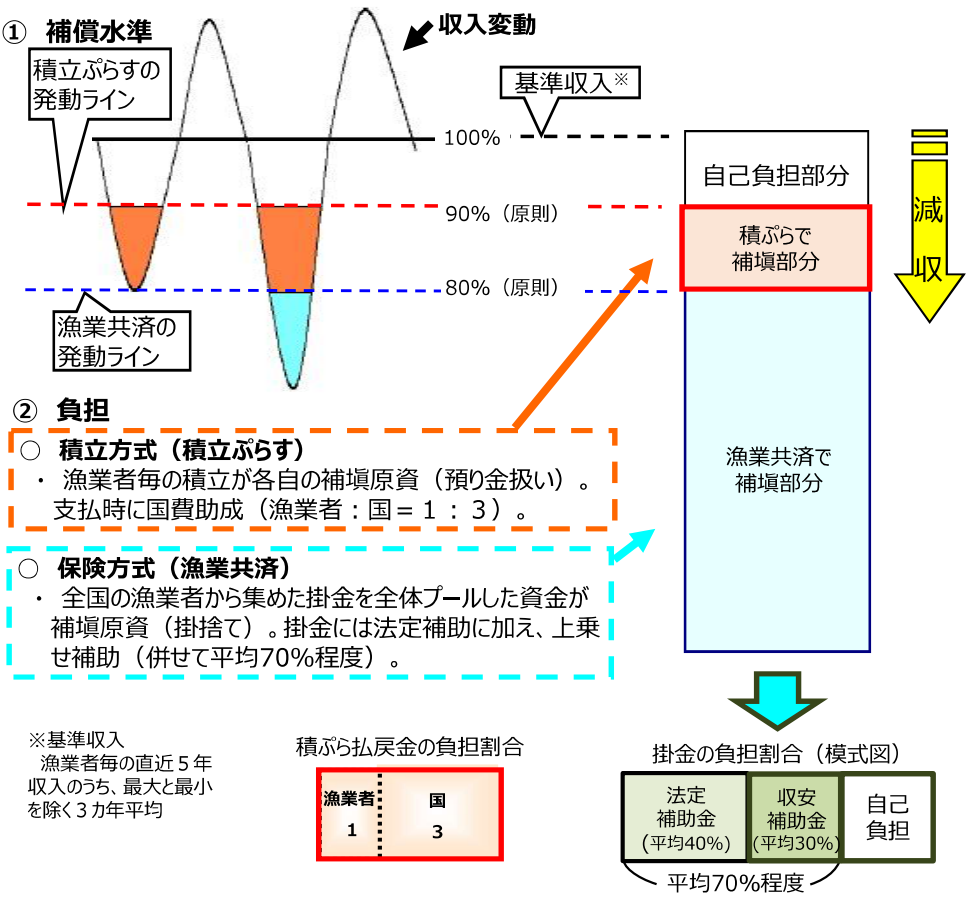
3. 収入安定対策運営費

事業を運営するために要する経費について補助します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



さけ・ます等栽培対象資源対策事業

【令和7年度予算概算要求額 611（611）百万円】

<対策のポイント>

栽培漁業を、資源管理の一環として資源評価を踏まえて効果的に実施していくため、**環境変化に対応した増殖手法の改良等の取組**とともに、**さけ・ますの地域全体の回帰率の向上**を目指した**広域連携体制**を構築するための取組を支援します。

<事業目標>

新たな資源管理の推進による漁獲量の回復（漁獲量292万t〔令和4年度〕 → 444万t〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

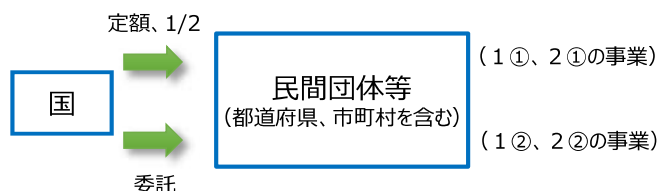
1. 広域種等の資源回復に向けた種苗生産・放流

- ① 海水温上昇等の**環境変化に対応した増殖手法の改良**や、**都道府県間の連携体制構築**、及び**遺伝子解析等**を活用した**広域種の資源造成効果の検証**等の取組を支援します。
- ② 資源管理に取り組む漁業者からのニーズの高い新規栽培対象種の**種苗生産・放流技術の開発**や**資源評価の精度向上**に資する**標識応用技術の開発**を行います。

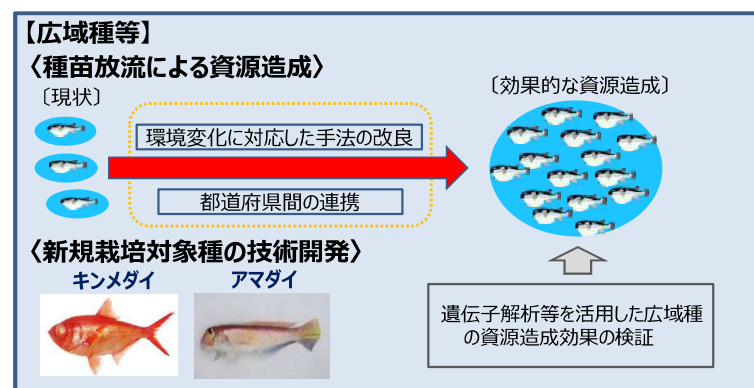
2. さけ・ます類の回帰率向上に向けた調査・技術開発

- ① **放流種苗の大型化**を目指した**ふ化放流の広域連携体制**を構築するとともに、**河川間の連携**により**地域全体の放流効果を最大化**するための取組を支援します。また、**放流魚の回帰効果**を調査・検証するとともに、これまでに得られた**種苗生産・放流技術**を広く普及する取組を支援します。
- ② 放流後の河川や沿岸での**減耗軽減**に有効と考えられる**大型種苗の飼育技術開発**や**沿岸域での生残条件解析**等を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



資源造成・回復

【お問い合わせ先】水産庁栽培養殖課（03-6744-2385）